

議事録

審議会等名	景観審議会
開催日	令和2年2月17日（月曜日）
開催場所	つくばみらい市役所伊奈庁舎3階 会議室
出席者	出席委員 鐘ヶ江礼生奈、小菅新一、重松剛、染谷礼子 沼尻正芳（欠席者 田中辰夫、吉川徹） 出席アドバイザー 野口克典、山本早里（欠席者 野中勝利） 事務局 都市計画課 梅本課長、荒井副参事兼課長補佐、荒川係長 松本主事
議題	報告案件 （1）平成30年度報告事案について（追加報告） （2）令和元年度事案報告 （3）市内屋外広告物状況・違反広告物対応等報告 講話 テーマ：最近の景観行政、市町村の景観施策や対応など 講師：山本早里景観アドバイザー
議事概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開会 午後1時30分 梅本課長</li> <li>・あいさつ（小菅会長）</li> <li>・報告案件</li> </ul> <p>会長：それでは、議事に移ります。報告案件について事務局から説明願います。</p> <p>（1）平成30年度報告事案について（追加報告）</p> <p style="text-align: center;">－事務局説明－</p> <p>（2）令和元年度事案報告</p> <p style="text-align: center;">－事務局説明－</p> <p>（3）市内屋外広告物状況・違反広告物対応等報告</p> <p style="text-align: center;">－事務局説明－</p> <p>会長：事務局より説明が終わりました。ご意見、質問はありますか。</p> <p>染谷委員：看板の撤去を指導した業者は、その後撤去したのか。</p> <p>事務局：看板の撤去をした事業者もいるが、しない事業者もいる。撤去しない業者については個別に是正指導をおこなっている。</p>

染谷委員・鐘ヶ江委員：景観協定を結んでいる区域内でトラブル（プライバシーの問題や植栽管理の問題等）が生じた場合は市が対応するのか。

事務局：居住者とハウスメーカーで協定を結び、居住者同士で区域内の維持管理をおこなうとしている。

山本先生：広告事業者は茨城県内が多いのか。広告主に指導しているか。

事務局：茨城県に登録されている事業者が多い。事業者が不明なときは、直接看板に記載の店舗に連絡をすることがある。また、土地の所有者に直接是正指導をおこなった事例もある。

重松委員：許可が得られれば、どこでも広告物を立てられるのか？  
違法広告物は、強制撤去はできるのか？

事務局：法律により、禁止とされる場所（信号との離隔距離が近すぎる等）がある。

そこまでの強制力はなく、茨城県条例に基づき是正指導をおこなっている。また、撤去すれば、だれが費用負担するのかといった問題も出てくる。

沼尻委員・山本先生：設置した看板を撤去するのは、時間やお金がかかる。設置する前に事業者や土地の所有者へ申請が必要であることを周知させることが大切である。

事務局：その他について（1件報告）

小菅会長：本日の議事を終了させていただきます。

ご協力ありがとうございます。

事務局：ありがとうございました。これより景観事業の勉強会として、

	<p>山本先生に「最近の景観行政や、市町村の景観施策や対応」をテーマにお話いただきます。</p> <p>－山本景観アドバイザー 講話 約20分－</p> <p>事務局：以上をもちまして、つくばみらい市景観審議会を終了させていただきます。</p> <p>・閉会 午後3時10分</p>
そ の 他	傍聴者 0名